

【第2次改訂版】

改正民法
対応

Q&A

自治体のための

債権回収

現場からの質問



非強制徴収公債権や私債権を中心に、法令や行政実例、判例等では応えきれない債権の根拠や時効、督促、滞納処分、強制執行、支払督促、不納欠損のあり方など「それぞれの債権を持つ原課」担当者の座右に必備のQ&A集



【著者】青田悟朗 (元芦屋市役所会計管理者)

【監修】前川拓郎 (弁護士 あさひパートナーズ法律事務所)

体裁 A5判・380頁

定価 本体2,700円+税

本書の特長

- ★自治体の現場で実際に生じた疑問の中から、162問を厳選して徹底解説
- ★個別の事情に応じた具体的な事例が満載
- ★法令、行政実例、判例の解釈を踏まえた回答
- ★債権管理・回収分野の理論と手法を分かりやすく解説

ここが
ポイント!!

豊富なQ&Aを債権回収の手の流れに沿って11に分類
実務場面から事例を確認できるように工夫して編集しました

分類と
Q&Aの例は
裏面へ!

債権管理に関わる部署で起こりうる問題を丁寧に取り上げているため、
経験の少ない原課の職員でも身近な事例から理解を深めることができる

後の関係は賃貸借としています。

全編にわたり、
現場の生の「Q」と
著者渾身の「A」で構成!

42

公営住宅使用料督促状の不服申立て

Q

公営住宅使用料の督促状については、不服申立てができるのでしょうか。また、教示の必要はないのでしょうか。

A

公営住宅の使用関係を民間の賃貸借と同様と解すると、公営住宅使用料の督促状の不服申立てはできないため、教示も必要ありません。

不服申立て

理由

公営住宅使用料と行政不服審査法との関係ですが、公営住宅の使用関係は民間の賃貸借契約と変わりなく(最判昭59・12・13民集38巻12号1411頁)、過去の判例から家賃変更、明渡請求も民事訴訟であり、家賃決定、変更、明渡請求は行政処分には該当せず、民事上の行為とされています(大阪地判昭34・9・8下級民集10巻9号1916頁)。

公営住宅の使用関係の発生原因となる入居決定は、行政処分と解されていますが、入居決定以外の行為は行政処分には該当しません(「公営住宅整備・管理の手引Q&A」ぎょうせい、加除式、P15)。

判例の考え方からすると、住宅使用料の督促は、自治法231条の3第1項によるものではなく、滞納処分はできないため、自治法施行令171条によることになります。

自治法231条の3第1項による督促には不服申立てが認められ、自治法施行令171条による督促は賦課決定によるものではなく処分性がないので、不服申立てが認められないことになります。

また、教示が必要な処分に対して教示をしたことについて、処分の違法性は問われません。「行政庁が異議決定書に記載すべき審査請求期間の教示を怠った場合に、審査請求期間の進行が妨げられるものと解すべき根拠はなく」とされています(最判昭48・6・21裁判集民109号403頁)。

教示を行わなかった場合は速やかに教示を行うことで処分の際に行った教示と同様の効果を生じます。(教示の追完、行政不服審査法83)



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

債権管理・回収に関する問題解決のヒントがこの1冊に!!

著者プロフィール

【著者】青田悟朗 (元芦屋市役所会計管理者)

立命館大学法学部卒業。1982年芦屋市に入庁。固定資産税係、課税、病院総務課、収税係、行政担当(法規担当)、行政経営担当課長、総務部参事(行政経営担当部長)、上下水道部長、会計管理者を経て2019年3月に退職。

【監修】前川拓郎 (弁護士 あさひパートナーズ法律事務所)

北海道大学法学部卒業。2003年11月司法試験合格。2005年10月大阪弁護士会弁護士登録。あさひパートナーズ法律事務所パートナー弁護士、行政問題委員会、憲法問題特別委員会、刑事弁護委員会所属。多数の自治体の債権管理に関与。

目次

公債権・私債権 <ul style="list-style-type: none"> ●公債権と私債権の違い ●墓地維持管理手数料 ●児童手当返戻金 ほか	督促・催告 <ul style="list-style-type: none"> ●私債権の督促の効果 ●督促状の納期限の設定 ●公示送達と督促手数料 ほか	延滞金 <ul style="list-style-type: none"> ●公立授業料の延滞金 ●延滞金の起算日 ●延滞金の消滅時効 ほか
不服申立て <ul style="list-style-type: none"> ●私債権の不服申立て ●住宅使用料督促状の不服申立て ●下水道使用料の不服申立教示 ほか	支払督促・法的手続 <ul style="list-style-type: none"> ●支払督促の実施時期 ●支払督促の一括申立て ●行方不明者に対する法的措置 ほか	地方税の例・国税滞納処分の例 <ul style="list-style-type: none"> ●交付要求による時効中断(更新) ●下水道使用料の還付充当 ●滞納処分できる債権の延滞金の端数処理 ほか
時効 <ul style="list-style-type: none"> ●共益費の考え方 ●納付誓約と時効の進行 ●納期限が記載されていない場合の時効 ほか	債権放棄・不納欠損 <ul style="list-style-type: none"> ●債権放棄した債権の通知 ●督促手数料及び延滞金の債権放棄 ●時効完成後の請求 ほか	財産調査 <ul style="list-style-type: none"> ●私債権の財産調査 ●照会権限 ●段階的な財産調査 ほか
情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ●同意書の有効期限 ●各債権の情報の共有化 ●滞納者情報の共有化 ほか	その他 <ul style="list-style-type: none"> ●住宅使用料と破産の関係 ●徴収一元化の範囲 ●国と自治体の債権管理規定の違い ほか	著者が研修会や、日ごろ自治体から寄せられる質問などから、新たに37問のQ&Aを追加し、162問を収録しました。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

改正民法対応 自治体のための債権回収Q&A 現場からの質問【第2次改訂版】

●定価2,970円(本体2,700円) [コード068999]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒

機関名 部署名 公用 私用

フリガナ TEL

ご氏名 様 E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての修正・削除・利用停止を希望される場合は、その他お問い合わせ先につきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichi-hokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印